

決 議

四国地方は、多雨地域かつ台風常襲地帯である一方、瀬戸内海側では渇水により毎年のように取水制限を余儀なくされている。

平成26年の台風12号、11号では、記録的な大雨により徳島県的那賀川水系、高知県の仁淀川水系など各地で深刻な浸水被害が発生した。また、平成29年の台風18号では、愛媛県の重信川で戦後最高水位を記録し、多くの箇所では堤防漏水が発生した。更に、平成30年7月豪雨では、吉野川水系、物部川水系、肱川水系で河川氾濫危険水位を超過し、特に肱川流域では、災害関連死2名を含む11名もの尊い命が失われる甚大な被害となった。

一方、平成17年、20年には、四国の水瓶と称される高知県の早明浦ダムで利水容量が底をつき、四国各地において日常生活や社会経済活動が大きく制限された。

このような厳しい状況に加え、近年は気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化が顕著となっており、更に、今後40年以内の発生確率が90%程度と予測されている南海トラフ地震への切迫性も高まっている。

ひとたび大規模な災害が発生すれば、多くの住民の生命や財産が失われる恐れがあり、被災地の復旧・復興には莫大な費用と年月を要する。災害を未然に防ぐため、河川整備計画に基づく堤防整備やダム建設・改修等の加速化は勿論のこと、今後想定される気候変動の影響による水災害に対して、更なる安心・安全確保のために河川整備基本方針を変更して頂き、国・県と連携しながら水災害リスクを踏まえた土地利用の誘導など、まちづくりと一体となった治水対策を推進することが不可欠である。

このように事前防災対策としての治水事業が重視される一方、河川は平時には多くの恵みをもたらす地域独自の景観や文化を育むものであり、水辺の持つ多様な機能を活用していくことも重要である。将来にわたって活力ある地域づくりを進めるため、まちづくりと一体となった良好で魅力ある水辺空間の保全・形成も望まれている。

治水事業は、国民の生命・財産を守り、健康で豊かな暮らしと安全・安心な活力ある社会を実現するための根幹をなす社会資本整備である。老朽等により機能低下した治水施設の維持管理・更新費の増加も見込まれているところであり、治水事業関係予算の確保が厳しくなっている中で、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、このような喫緊の課題への対応に支障をきたすのではないかと危惧しているところである。

地元自治体では、「流域治水」の考えの下、水田貯留の取組や森林整備のほか、命を守る取り組みとして、国・県・市町村との連携によるタイムラインの運用、ダム放流等の情報やリスク情報提供の充実など、ソフト対策を積極的に実践し、今後、その取組をさらに加速化していくこととしている。より一層の地域住民の安全・安心を確保するためには、堤防整備・ダム建設等のハード対策が重要であることから、国・県による総合的かつ抜本的な治水対策の推進が必要である。

については、国と地方が適切な役割分担のもと、責任をもって、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進め、安全で安心な国土を実現すべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

1 四国地方は水災害の発生しやすい地形特性を有する上に、近年は気候変動の影響により水災害の頻発化・激甚化が顕著となっている。この現状を鑑み、従来の治水対策事業費と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算をそれぞれ近年と同等以上に確保すること。

また、対策期間終了後も計画的に事業を推進するため、将来に亘る必要な予算を明確にした上で、中長期的に継続して、5か年加速化対策と同規模以上の予算を確保し、更なる事前防災対策の加速化に取り組むこと。

さらに、地方公共団体が「流域治水」を本格的に実践していくために必要な予算の確保と財源措置も図ること。

2 気候変動による降雨量の増加等を踏まえ、各水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを進めること。

併せて、事前防災の観点から、治水施設整備等のハード対策と、水害リスク情報や避難体制強化に資する情報の充実等のソフト対策を一体的に推進し、地方公共団体や地域と連携した治水対策を推進すること。

3 気候変動による頻発化が懸念される洪水及び濁水への対策として、現在実施しているダム事業の一層の推進を図ること。また、「ダム再生ビジョン」に基づき、洪水調節機能の強化等、既設ダムの治水・利水・環境機能の回復・向上を推進すること。

4 切迫する南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防、樋門等の河川、海岸構造物の地震・津波対策を着実に推進すること。

5 河川管理施設について、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、予防保全の観点から、老朽等により機能低下した施設の計画的な修繕・更新を行うこと。

また、社会情勢や地域特性を踏まえ、施設の機能付加や強化を行い、インフラストックの適正化・向上を図ること。

6 河川等の水辺環境をグリーンインフラとして、その多様な機能を地域の歴史・風土等の特性とともに活かし、まちづくりと一体となった良好で魅力ある水辺空間の創出を、地方公共団体や地域と連携して推進すること。

7 国土強靱化や災害対応、流域治水推進の旗振り役などの面で、国土交通省の地方整備局及び各事務所は重要な役割を担っていることから、地方整備局の職員増強など組織体制を充実・強化すること。

また、水害等の大規模災害が発生した際に被災地の早期復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の拡充等による支援体制を一層強化すること。

令和5年5月15日

第56回 四国治水期成同盟連合会総会

第22回 四国河川協議会総会